

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和5年12月14日（木曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前11時 2分 散会

付託事件

議案第99号、議案第101号、議案第103号、議案第112号中別表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款中文教福祉委員会所管分、議案第113号、議案第115号、議案第116号、議案第117号、報告第82号、令和5年陳情第17号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第 99号 水戸市女性自立支援施設基準条例
- ② 議案第101号 水戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第103号 水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- ④ 議案第112号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第7号）中別表中歳出中第3款（民生費）、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分
- ⑤ 議案第113号 令和5年度水戸市国民健康保険会計補正予算（第1号）
- ⑥ 議案第115号 令和5年度水戸市介護保険会計補正予算（第2号）
- ⑦ 議案第116号 令和5年度水戸市介護サービス事業会計補正予算（第1号）
- ⑧ 議案第117号 令和5年度水戸市後期高齢者医療会計補正予算（第1号）
- ⑨ 報告第 82号 専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

(2) 陳情審査

- ① 令和5年陳情第17号 水戸市重症心身障害児（者）通園施設あけぼの学園廃止を撤回することを求める陳情

2 出席委員（7名）

委 員 長	後 藤 通 子	君	副 委 員 長	藤 澤 康 彦	君
委 員	中 庭 由 美 子	君	委 員	マ 一 サ 一 川 又	君
委 員	滑 川 友 理	君	委 員	鬼 澤 真 寿	君
委 員	黒 木 勇	君			

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（1名）

議 員 打 越 美 和 子 君

5 説明のため出席した者の職、氏名

副 市 長	秋 葉 宗 志	君							
福祉部長兼 福祉事務所長	小 林 秀 一 郎	君	福祉部副部長 兼福祉事務所副 所長	田 中 誠 一	君				
福祉部 福祉事務所参事	梅 澤 正 樹	君	福祉部 福祉事務所参事兼 福祉指導課長	平 澤 健 一	君				
福祉総務課長	櫻 井 学	君	生活福祉課長	國 井 敦 男	君				
障害福祉課長	土 屋 勝	君	高齢福祉課長	小 林 かおり	君				
介護保険課長	高 橋 慎 一	君							
こども部長兼 福祉事務所 担当所長	野 口 奈 津 子	君	こども部 福祉事務所参事兼 子育て支援課長	大 久 保 克 哉	君				
こども政策課長	深 谷 貴 美	君	幼児保育課長	松 本 崇	君				
保健医療部長	小 川 佐 栄 子	君	保健所長	土 井 幹 雄	君				
保健医療部 保健所参事	大 曾 根 明 子	君	保健医療部 保健所参事兼 保健総務課長	三 宅 陽 子	君				
保健医療部 保健所技監兼 保健衛生課長	前 田 亨	君	地域保健課長	堀 江 博 之	君				
保健予防課長	大 図 要 之	君	国保年金課長	関 根 豊	君				
教 育 長	志 田 晴 美	君	教育部長	三 宅 修	君				
教育委員会事務局 教育部参事	鴨 志 田 泰	君	教育委員会事務局 教育部参事兼 教育企画課長	菊 池 浩 康	君				
教育委員会事務局 教育部技監兼 学校施設課長	和 田 英 嗣	君	教育委員会事務局 教育部参事兼 歴史文化財課長	小 川 邦 明	君				
教育委員会事務局 教育部参事兼 中央図書館長	林 栄 一	君	総合教育研究所長	瀧 健 一	君				
学校管理課長	山 田 規 生	君	学校保健給食課長	相 沢 秀 幸	君				
生涯学習課長	湯 澤 康 一	君	教育研究課長	安 田 理 恵	君				
6 事務局職員出席者									
議事課長補佐	綱 島 卓 也	君	書 記 横 原 和 則	君					

午前10時 0分 開議

○後藤委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表及び陳情文書表のとおり、議案第99号ほか8件、それに陳情1件であります。

それでは、審査の進め方についてお諮りいたします。委員会の審査日程が2日間となっておりますので、本日は、まず執行部に提出議案の説明を求め、次に順次質疑を行いまして、明日御意見等を伺った後、採決を行い、かかる後に陳情審査を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第99号ほか8件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から、順次、提出議案の説明を願います。

初めに、議案第99号 水戸市女性自立支援施設基準条例について、執行部から説明を願います。

大久保参事兼子育て支援課長。

○大久保こども部福祉事務所参事兼子育て支援課長 それでは、議案①、5ページをほうをお開きいただきたいと思います。

市議会議案第99号 水戸市女性自立支援施設基準条例につきましては、新たな条例を制定するものでございます。

5ページから10ページに記載をしてございます。

内容につきましては、子育て支援課提出の資料により御説明をさせていただきます。

まず、1番、制定理由でございます。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定に伴いまして、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準のほか、必要な事項を定めるものでございます。

次に、2、主な内容の(1)女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準につきまして御説明をいたします。

現行の婦人保護施設から女性自立支援施設に名称等が改められることに伴いまして、社会福祉法第65条第1項の規定に基づきまして、同施設の設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

なお、女性自立支援施設の定義につきましては、米印に記載のとおりでございますので、説明は省略をさせていただきます。

次に、アといたしまして、本市独自の基準として定めるものにつきましては、以下の表のとおり4項目ございます。基準の内容欄の左側には基準省令が定める基準を、右側には水戸市が定める基準をそれぞれ記載

しております。

初めに、(ア)第5条で規定いたします設置者の適格要件につきましては、施設の設置者となる者は暴力団員等ではないことを要件とする旨の規定となってございます。

なお、基準省令には同様の規定はございません。

(イ)第7条第1項、第2項及び第5項で規定いたします非常災害対策につきましては、基準省令に加えまして、次の4項目を新たに定めるものでございます。

①として、非常災害に関する計画に記載する具体的な事項を規則に委任する規定、②同計画の定期的な見直しに関する規定、③同計画の職員への定期的な周知に関する規定。

2ページのほうをお開き願います。

④非常災害に備えるための食料品等の備蓄に関する規定となっております。

(ウ)第9条に規定いたします事故発生時の対応につきましては、入所者等の事故発生時における必要な措置及び連絡に関する規定でございます。

②事故の記録及び報告に関する規定、③事故による損害の賠償に関する規定を定めるものでございます。

なお、基準省令には同様の規定はございません。

(エ)第14条第1項に規定いたします建築物等の法令適合につきましては、基準省令の内容に加えて、建築物等の敷地、構造又は建築設備に関する法令及び条例の適合に関する規定となっております。

次に、イ、基準省令に従い定めるもの、基準省令を標準として定めるもの及び基準省令を参照して定めるものにつきましては、2ページから3ページの表に記載のとおりでございます。安全計画の策定など、全23項目の基準がございます。これらにつきましては、いずれも基準省令の規定のとおり定めてまいるものでございます。

次に、(2)水戸市婦人保護施設基準条例の廃止につきましては、付則第2項において規定をしてございます。同施設の廃止に伴いまして、現行の施設基準等を定める条例を廃止していくものでございます。

次に、(3)水戸市児童福祉施設基準条例の一部改正につきましては、同じく付則の第3項で規定をしております。改正理由につきましては、これまでの説明と同様に、困難な問題を抱える女性の支援に関する法律の制定に伴いまして、関係規定の整備を行うものでございます。

詳細につきましては、資料の5ページのほうをお開きいただきたいと思います。

こちら、新旧対照表となってございます。

同条例第34条中の文言の改正を行うものでございます。現行の婦人相談所、こちらを改正案のとおり、女性相談支援センターに改めていくものでございます。

恐れ入ります。もう一度、資料の3ページのほうにお戻りをいただきまして、3番、施行期日でございます。

困難な問題を抱える女性の支援に関する法律、その他関係法令の施行とあわせまして、令和6年4月1日とするものでございます。

なお、参考といたしまして、7ページ、8ページには関係法令の参考条文を添付してございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 次に、議案第101号 水戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

深谷こども政策課長。

○深谷こども政策課長 それでは、議案書①、13ページをお開き願います。

市議会議案第101号 水戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

内容につきましては、こども部こども政策課提出の資料により御説明いたします。

初めに、1の改正理由につきましては、放課後児童健全育成事業に係る放課後児童支援員について、国が定める放課後児童健全育成事業実施要綱における放課後児童支援員の要件の特例と同様の措置を講ずるため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容につきましては、放課後児童支援員の要件について、保育士、社会福祉士等の資格を持つ者であって、都道府県知事等の実施する研修を修了した者としているところでございますが、当分の間、保育士等の基礎資格を有していれば、市長が定める研修計画において、放課後児童支援員としての業務に従事しようとする日から2年以内に都道府県知事等の実施する研修を修了することを予定している者につきましても、放課後児童支援員とする旨の規定を定めるものでございます。

これによりまして、保育士等の基礎資格を持った者をみなし支援員として新規採用することが可能となります。急な人員不足にも対応が可能となるものでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日としてございます。

2ページに新旧対照表を、3ページに参考条文としまして条例第8条3項を、4ページに国の放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を抜粋して記載してございますので、お目通しください。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 次に、議案第103号 水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

関根国保年金課長。

○関根国保年金課長 それでは、議案書①、17ページをお開き願います。

市議会議案第103号 水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。内容につきましては、保健医療部国保年金課提出の資料により御説明させていただきます。

1の改正理由でございますが、地方税法及び地方税法施行令等が改正されたことに伴い、出産する予定の被保険者または出産した被保険者に係る国民健康保険税の減額等についての規定を設けるため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容でございますが、(1)の出産被保険者に係る国民健康保険税の減額といたしましては、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯に、出産する予定の被保険者または出産した被保険者がある場合は、出産予定日または出産日の属する月の前月から、多胎妊娠の場合は3月前の月から出産予定等月の翌々月までの期間に係る所得割額及び被保険者均等割額を減額するものでございます。

参考といたしまして、下段に出産被保険者に係る国民健康保険税の減額措置について、図を記載しております。出産予定日または出産日の属する月を出産予定等月として、上段中ほどの米印で示しております。この出産予定等月の前後の月を含め、太枠で囲われ矢印で示される期間分が減額措置の対象となり、単胎妊娠であれば4月相当分、多胎妊娠であれば6月相当分を減額するものでございます。

次に、(2)の出産被保険者に係る届出といたしまして、納税義務者は出産被保険者が世帯に属する場合は、原則として届出書を提出しなければならないとするものでございます。

3の施行期日でございますが、令和6年1月1日でございます。

2ページからは新旧対照表を、6ページからは参考条文を記載しておりますので、お目通し願います。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 次に、議案第112号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第7号）中別表中歳出中第3款（民生費）、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分について、執行部から順次説明を願います。

○櫻井福祉総務課長 それでは、議案書④の17ページをお開き願います。

市議会議案第112号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第7号）について御説明いたします。

令和5年度の水戸市の一般会計補正予算につきましては、歳入歳出にそれぞれ2億8,875万7,000円を追加し、予算総額を1,240億2,947万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、議案書⑤令和5年度補正予算に関する説明書により御説明いたします。

それでは、⑤の10ページ、11ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費につきましては、11ページの説明欄のとおり、社会福祉行政に要する職員給与費及び会計年度任用職員給与費、ページを返していただき、13ページのふれあいの館運営管理に要する職員給与費及び会計年度任用職員給与費、下段の国民健康保険会計操出金について、給与改定や人事異動等に伴い、所要額の補正を行うものでございます。

11ページにお戻りいただきまして、3段目からの社会福祉経費、福祉ボランティア会館運営経費及び13ページ3段目の生活困窮者自立支援経費につきましては、業務を委託している社会福祉協議会の職員給与を市職員に準じて改定するため、補正を行うものでございます。

以上でございます。

○土屋障害福祉課長 続きまして、2目障害福祉費につきましては、障害者福祉経費からサン・アビリティーズ運営経費まで、業務を委託している社会福祉協議会の職員給与を市職員に準じて改定するため、委託料の補正を行うものでございます。

以上でございます。

○小林高齢福祉課長 続きまして、3目高齢福祉費につきましては、高齢者生活支援経費及び高齢者福祉施設経費といたしまして、業務を委託しております水戸市社会福祉協議会の職員給与を市職員に準じて改定するため、委託料の補正を行うものでございます。

また、介護保険会計繰出金につきましては、介護保険事業に要する職員の給与改定や人事異動等に伴い、給与額の補正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○関根国保年金課長 続きまして、14ページ、15ページをお開き願います。

4目国民年金費につきましては、国民年金事務に要する職員給与費につきまして、給与改定や人事異動等に伴い、所要額の補正を行うものでございます。

また、国民年金事務に要する会計年度任用職員給与費につきましても、給与改定に伴い、所要額の補正を行うものでございます。

○小林高齢福祉課長 続きまして、5目老人ホーム費につきましては、老人ホーム運営経費といたしまして、業務を委託しております水戸市社会福祉協議会の職員給与を市職員に準じて改定するため、委託料の補正を行うものでございます。

○関根国保年金課長 続きまして、6目医療福祉費につきましては、医療福祉事務に要する職員給与費につきまして、給与改定や人事異動等に伴い、所要額の補正を行うものでございます。

また、医療福祉事務に要する会計年度任用職員給与費につきましても、給与改定に伴い、所要額の補正を行うものでございます。

続きまして、7目後期高齢者医療費につきまして、後期高齢者医療事務に要する職員の給与改定や人事異動、会計年度任用職員の給与改定等に伴い、後期高齢者医療会計の繰出金につきまして、所要額の補正を行うものでございます。

○深谷こども政策課長 続きまして、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費につきましては、児童福祉行政に要する職員給与費及びこども発達支援センター運営管理に要する職員給与費について、給与改定や人事異動に伴い、所要額の補正を行うものでございます。

また、会計年度任用職員につきましても、給与改定等に伴う所要額の補正を行うものでございます。

○松本幼児保育課長 16、17ページをお開き願います。

3目保育所費につきましては、市立保育所運営管理に要する職員の給与改定に伴うものと幼稚園保育所間の人事異動等に伴う所要額の補正によるもの及び会計年度任用職員の給与費の補正に伴い、所要額の補正を行うものでございます。

○國井生活福祉課長 続きまして、3項生活保護費、1目生活保護総務費につきましては、生活保護行政に要する職員給与費について、給与改定及び人事異動等に伴い、所要額の補正を行うものでございます。

また、生活保護行政に要する会計年度任用職員給与費につきましては、給与改定及び職員の育児休業等に伴う補充により、所要額の補正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○三宅保健医療部保健所参事兼保健総務課長 続きまして、4款衛生費、1項保健所費、1目保健所管理費につきましては、説明欄のとおり、保健所運営管理に要する職員給与費について、給与改定や人事異動等に伴い、所要額の補正を行うものでございます。

ページを返していただきまして、保健所運営管理に要する会計年度任用職員給与費につきましては、給与改定や人員体制の変更等に伴い、所要額の補正を行うものでございます。

6目動物愛護センター費につきましては、動物愛護センター運営管理に要する職員給与費について、給与

改定や人事異動等に伴い、所要額の補正を行うものでございます。

また、会計年度任用職員給与費につきましても、給与改定等に伴い、所要額の補正を行うものでございます。

○大久保こども部福祉事務所参事兼子育て支援課長 続きまして、2項母子保健費、1目母子保健費につきましては、母子保健行政に要する職員給与費及び母子保健行政に要する会計年度任用職員の給与費につきまして、給与月額及び期末勤勉手当の引上げ等による給与の所要額の変更に伴いまして補正をするものでございます。

以上でございます。

○菊池教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長 ページを進めていただきまして、32、33ページをお開き願います。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費につきましては、教育長給与費、教育委員会事務局の運営に要する職員給与費及び教育委員会事務局派遣指導主事給与費について、給与改定や人事異動等に伴い、所要額の補正を行うものでございます。

また、教育委員会事務局の運営に要する会計年度任用職員給与費につきましては、給与改定及び職員の療養休暇等による会計年度任用職員の増員等に伴い、所要額を補正するものでございます。

○安田教育研究課長 続きまして、3目総合教育研究所費につきましては、総合教育研究所運営管理に要する職員給与費及び派遣指導主事給与費について、給与改定や人事異動等に伴い、所要額の補正を行うものでございます。

また、総合教育研究所運営管理、学力向上事業、英語指導に要する会計年度任用職員給与費につきましては、給与改定や現在の任用状況に伴い、所要額の補正を行うものでございます。

○山田学校管理課長 34ページ、35ページをお開き願います。

2項小学校費、1目小学校管理費につきましては、小学校運営管理に要する職員給与費について、給与改定や人事異動等に伴い、所要額の補正を行うものでございます。また、小学校運営管理及び小学校特別支援教育に要する会計年度任用職員給与費につきましては、給与改定や現在の任用状況に伴い、所要額の補正を行うものでございます。

続きまして、3項中学校費、1目中学校管理費につきましては、中学校運営管理に要する職員給与費について、給与改定や人事異動等に伴い、所要額の補正を行うものでございます。

また、中学校運営管理及び中学校特別支援教育に要する会計年度任用職員給与費につきましては、給与改定や現在の任用状況に伴い、所要額の補正を行うものでございます。

○松本幼児保育課長 続きまして、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費につきましては、市立幼稚園運営管理に要する職員の給与改定に伴うものと幼稚園・保育所間の人事異動等に伴う所要額の補正によるもの及び会計年度任用職員の給与費の補正に伴い、所要額の補正を行うものでございます。

職員給与費につきまして、幼稚園費では減額、3款民生費、保育所費では増額でございますが、これは幼稚園の施設数や学級数の減少、幼稚園教諭と保育所間の人事交流等による今年度の幼稚園、保育所の人員体制に基づくものでございます。

○林教育委員会事務局教育部参事兼中央図書館長 36ページ、37ページをお開き願います。

5項社会教育費、2目図書館費につきましては、図書館運営管理に要する職員給与費につきまして、給料改定や人事異動等に伴い、所要額の補正を行うものでございます。

また、図書館運営管理に要する会計年度任用職員給与費につきましては、給与改定や現在の任用状況に伴い、所要額の補正を行うものでございます。

○小川教育委員会事務局教育部参事兼歴史文化財課長 続きまして、3目博物館費につきましては、博物館運営管理に要する職員給与費について、給与改定や人事異動等に伴い、所要額の補正を行うものでございます。

また、博物館運営管理に要する会計年度任用職員給与費につきましては、給与改定や現在の任用状況に伴い、所要額の補正を行うものでございます。

○湯澤生涯学習課長 続きまして、5目少年自然の家費につきましては、少年自然の家運営管理に要する職員給与費について、給与改定や人事異動等に伴い、所要額の補正を行うものでございます。

また、少年自然の家運営管理に要する会計年度任用職員給与費につきましては、給与改定や現在の任用状況に伴い、所要額の補正を行うものでございます。

○小川教育委員会事務局教育部参事兼歴史文化財課長 続きまして、38ページ、39ページをお開き願います。

6目大串貝塚ふれあい公園費につきましては、大串貝塚ふれあい公園運営管理に要する職員給与費について、給与改定や人事異動等に伴い、所要額の補正を行うものでございます。

また、大串貝塚ふれあい公園運営管理に要する会計年度任用職員給与費につきましては、給与改定や現在の任用状況に伴い、所要額の補正を行うものでございます。

○湯澤生涯学習課長 続きまして、7目みと好文カレッジ費につきましては、みと好文カレッジ運営管理に要する職員給与費について、給与改定や人事異動等に伴い、所要額の補正を行うものでございます。

また、みと好文カレッジ運営管理に要する会計年度任用職員給与費につきましては、給与改定や現在の任用状況に伴い、所要額の補正を行うものでございます。

○相沢学校保健給食課長 続きまして、40ページ、41ページをお開き願います。

6項保健体育費、3目学校給食共同調理場費につきましては、学校給食共同調理場運営管理に要する職員給与費について、給与改定や人事異動等に伴い、所要額の補正を行うものでございます。また、学校給食共同調理場運営管理に要する会計年度任用職員給与費につきましては、給与改定や現在の任用状況に伴い、所要額の補正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 次に、議案第113号 令和5年度水戸市国民健康保険会計補正予算（第1号）について、執行部から説明を願います。

閑根国保年金課長。

○閑根国保年金課長 それでは、議案書④の21ページをお開き願います。

市議会議案第113号 令和5年度水戸市国民健康保険会計補正予算（第1号）について御説明いたしま

す。

令和5年度水戸市国民健康保険会計の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ700万4,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ229億7,099万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、議案書⑤令和5年度補正予算に関する説明書により御説明いたします。

議案書⑤の50ページ、51ページを御覧願います。

初めに、歳入でございますが、5款1項1目一般会計繰入金につきましては、国民健康保険事業に要する職員の給与改定や人事異動、会計年度任用職員の給与改定や任用等に伴い、他の繰入金につきまして、所要額の補正を行うものでございます。

7款4項6目雑入につきましては、会計年度任用職員の給与改定や任用等に伴い、市町村職員共済組合掛金等につきまして、所要額の補正を行うものでございます。

次に、52ページ、53ページを御覧願います。

歳出でございますが、1款1項1目一般管理費におきまして、一般管理事業に要する職員給与費につきまして、給与改定や人事異動等に伴い、所要額の補正を、また、会計年度任用職員給与費につきまして、給与改定等に伴い、所要額の補正を行うものでございます。

1款2項1目徴税総務費におきまして、課税事務に要する職員給与費につきまして、給与改定や人事異動等に伴い、所要額の補正を、また、会計年度任用職員給与費につきまして、給与改定や職員の育児休業の補充に伴う増員等に伴い、所要額の補正を行うものでございます。

5款1項1目特定健康診査等事業費におきまして、特定健康診査等事業に要する会計年度任用職員給与費につきまして、給与改定等に伴い、所要額の補正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 次に、議案第115号 令和5年度水戸市介護保険会計補正予算（第2号）について、執行部から説明を願います。

高橋介護保険課長。

○高橋介護保険課長 それでは、議案書④の25ページをお開き願います。

市議会議案第115号 令和5年度水戸市介護保険会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

令和5年度水戸市介護保険会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ630万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ256億9,239万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、議案書⑤の令和5年度補正予算に関する説明書により御説明いたします。

議案書⑤の74ページ、75ページをお開き願います。

初めに、歳入でございますが、7款1項1目一般会計繰入金につきましては、その他繰入金について、所要額の補正を行うものでございます。

9款4項4目雑入につきましては、職員の給与改定等に伴い、市町村職員共済組合掛金と社会保険掛金を増額するものでございます。

ページを返していただきまして、76ページ、77ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款1項1目一般管理費につきましては、介護保険事業に要する職員給与費及び会計年度任用職員給与費について、給与改定及び人事異動等に伴い、所要額の補正を行うものでございます。

3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、介護予防・生活支援サービス事業に要する会計年度任用職員給与費につきまして、給与改定及び人事異動等に伴い、所要額の補正を行うものでございます。

3款2項1目一般介護予防事業費につきましては、一般介護予防事業に要する職員給与費及び会計年度任用職員給与費について、給与改定及び人事異動等に伴い、所要額の補正を行うものでございます。

ページを返していただきまして、78ページ、79ページをお開き願います。

3款3項1目包括的支援事業費につきましては、地域包括支援センター運営に要する職員給与費及び会計年度任用職員給与費について、給与改定及び人事異動等に伴い、所要額の補正を行うほか、生活支援体制整備経費につきましては、業務を委託しております水戸市社会福祉協議会の職員給与を市職員に準じて改正するため、補正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 次に、議案第116号 令和5年度水戸市介護サービス事業会計補正予算（第1号）について、執行部から説明を願います。

小林高齢福祉課長。

○小林高齢福祉課長 それでは、議案書④の27ページをお開き願います。

市議会議案第116号 令和5年度水戸市介護サービス事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

令和5年度水戸市介護サービス事業会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ27万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,997万円とするものでございます。

詳細につきましては、議案書⑤の令和5年度補正予算に関する説明書により御説明いたします。

議案書⑤の88、89ページをお開き願います。

介護サービス事業に異動する会計年度任用職員の給与改定等に伴いまして、歳入では2款1項1目繰越金及び3款2項1目雑入につきまして、歳出では1款1項1目指定介護予防事業費につきまして、所要額の補正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 次に、議案第117号 令和5年度水戸市後期高齢者医療会計補正予算（第1号）について、執行部から説明を願います。

関根国保年金課長。

○関根国保年金課長 それでは、議案書④の29ページをお開き願います。

市議会議案第117号 令和5年度水戸市後期高齢者医療会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

令和5年度水戸市後期高齢者医療会計の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ

134万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億2,265万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、議案書⑤令和5年度補正予算に関する説明書により御説明いたします。

議案書⑤の94ページ、95ページを御覧願います。

職員の給与改定や人事異動、会計年度任用職員の給与改定等に伴いまして、歳入では3款1項1目事務費繰入金及び5款4項2目雑入につきまして、下段の歳出では1款1項1目一般管理費につきまして、所要額の補正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 次に、報告第82号 専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）を執行部から説明願います。

安田教育研究課長。

○安田教育研究課長 それでは、議案書①の49ページをお開き願います。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、水戸市立三の丸小学校内で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、50ページに記載のとおり処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、教育委員会教育研究課提出の参考資料により御説明いたします。

1の事故の発生日時、場所におきましては、平成23年11月4日午後2時15分頃、水戸市立三の丸小学校のグラウンドにて発生いたしました。

2の和解の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

3の事故の概要につきましては、体育の授業中に野球の試合を行っていたところ、別の児童が使用したバットの持ち手の先端部分が欠損していたため、バットが当該別の児童の手から擦り抜けて飛び、5メートル離れた場所で立ち止まっていた相手方の顔に当たり、前歯が破折したるものでございます。

4の傷病の状況につきましては、歯肉からの出血、左前歯2本の破折でございます。

5の事故現場の位置図ですが、当該児童は2番目に並んで打順を待っていたところ、バットが顔に当たったものでございます。

これまでの経緯でございますが、当時、相手方が選択した治療方法が成人に達するまで長期に及ぶ見込みであったことから、損害賠償については治療終了後に行うこととなっておりました。このたび治療が終了したことから、相手方と示談し、損害賠償金の全額、全国市長会学校災害賠償補償保険から支払うものでございます。

7の和解の条件につきましては、市は相手方に対し、損害賠償金として337万2,161円を支払うものでございます。

本件につきましては、事務執行上、急を要したため、市議会の議決に代え、令和5年11月17日付専決処分させていただいたものでございます。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 以上で、提出議案についての説明は全て終了いたしました。

それでは、これより順次質疑を行います。

初めに、議案第99号 水戸市女性自立支援施設基準条例について、質疑のある方は発言を願います。

滑川委員。

○滑川委員 お疲れさまでございます。御説明いただき、誠にありがとうございました。

議案第99号について質問をさせていただきます。

こちらの議案は、婦人保護施設が女性自立支援施設に改められるため関係規定の整備を行うという、そういったことだと思うんですが、それに当たり、幾つか確認をさせていただきたいことがございます。

まず、1点目として、今現在、水戸市には、水戸市女性自立支援施設はないというところでよろしいでしょうか。

○後藤委員長 大久保課長。

○大久保こども部福祉事務所参事兼子育て支援課長 滑川委員の御質疑にお答えをいたします。

現在、水戸市のはうには婦人保護施設はございません。

○後藤委員長 滑川委員。

○滑川委員 ありがとうございます。

この条例を制定する基準といたしまして、例えば、中核市だからつくらなければならないという決まりがあるとか、そういったことがあるのか、その辺、もうちょっと詳しくお聞きできればと思います。

○後藤委員長 大久保課長。

○大久保こども部福祉事務所参事兼子育て支援課長 お答えいたします。

こちらにつきましては、社会福祉法第65条第1項の規定に基づきまして、中核市、政令市、都道府県、こちらのはうで、条例のはうで規定することが義務づけをされてございます。

○後藤委員長 滑川委員。

○滑川委員 ありがとうございました。

現状として、中核市である水戸だからこの条例はつくっていて、今現在は、施設を特段設けてはいないというところですね。

私が把握している範囲で、県の施設があるかなと思うんですが、その空き状況であったり、そういったことが、ニーズがかなり、窮屈になってきたら水戸も考えるという流れになるかと思うんですが、そういった場合、例えば、先ほどあった社会福祉法人がつくりたいという場合は、水戸市である場合は、県の条例が適用されるのではなくて、今回の水戸市の女性自立支援施設基準条例が適用されるという、そういった理解でよろしいでしょうか。

○後藤委員長 大久保課長。

○大久保こども部福祉事務所参事兼子育て支援課長 お答えいたします。

委員御質問のとおりでございまして、水戸市のはうで社会福法人等が設立する場合は、今回のこの条例が適用という形になってございます。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○後藤委員長 ないようですので、議案第99号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第101号 水戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 御説明ありがとうございました。

この内容について、ちょっと質問なんですかけれども、放課後児童支援員ということで、国から下りてきた措置ということなんですが、今現在、水戸市で支援員の数は何人いらっしゃって、そして基準は何人なんでしょうか。児童の数に対して支援員は何人必要かとか、たしか40人に対して1人だと思うんですけれども、そうすると、水戸市で今、待機児童の数が、たしか1人だったと思うんですけれども、支援員が足りているのかなというところが心配ですので、教えてください。

○後藤委員長 深谷課長。

○深谷こども政策課長 ただいまの中庭委員の質問にお答えいたします。

現在、水戸市の放課後学級の支援員の数につきましては、支援員さんが220人、補助員が179人、合計399人いらっしゃいます。

配置基準につきましては、児童35名までは支援員を2名配置することとしておりまして、それ以上は児童18名が増えるにつきまして、支援員を1名追加配置しております。ですから、40名ですと3人配置しております、その中で支援員さんが1名、補助員さんが2名でよいとしております。

待機児童につきましては、現在ゼロを継続しております、支援員さんも足りている状態であります。

以上でございます。

○後藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 足りている状態ということを聞きました、そうであれば、なぜ改正しなくてはいけないのか。2年にわたって、みなし支援員として雇っていくということだと思うんですけれども、そうなると、その支援員の方の待遇ということが非常に心配になると思うんですが、補助員と支援員では、やはりお給料とか、そういうのが違ってくると思うんです。水戸市で足りているということであれば、何も変更しなくてもいいんじゃないかなと思うんですけれども。

そして、茨城県で支援員の資格を取るには、県のスケジュールによって開催する予定ということなんですが、なぜ2年なのかということも疑問なところなんですかけれども、カリキュラムを調べてみると、16科目60分オンラインであるということであれば、何も2年かけなくてもいいんじゃないかなと思うんですけれども、水戸市はどのようなスケジュールでやっていこうとしているのかお聞かせください。

○後藤委員長 深谷課長。

○深谷こども政策課長 ただいまの質問にお答えいたします。

現在までは、基準どおり人員は配置できているんですけれども、今年度につきまして、夏休みに利用児童が多かったものですから、5校につきまして放課後学級の数を増やしたんですね。そのときに、支援員を探すのに大変苦労したという経緯がありまして、今後、利用児童数とか放課後学級が増えていく、こういったことに向けてまして、この特例を規定しておく必要があると考えて規定するものです。

こちらの研修なんですけれども、国のはうでは2年以内ということで、そちらを参照しまして、こちらも2年以内には研修を受けるという規定にしておりますけれども、なるべく早目に受けていただくようには指導してまいります。

以上でございます。

○後藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 なるべく早目にということですが、全てオンラインで16科目90分となると、午前中2つ、午後2つ、トータル4日あれば可能なのに、なぜ2年なのかなというところが疑問な点と、あと夏休み、確かに働いている保護者の方だと、預けたいという子どものことがあると思うんですが、学級数を増やしたことで支援員が足りなくなった、それを確保するに非常に苦労したというお話を今聞きましたけれども、なぜなのかなと思うんですが、やはり保育士の基準と同じように、今、保育士の基準を緩和ではなく、もっと密に子どもたちを見るためにというふうに、国もスケジュールを組んでいると思うんですけれども、人手不足の原因というのは放課後支援員の数が少ないからですよね。

それは何でなのかなと思ったんですけれども、やはり低賃金があるんじゃないかなと思います。保育士と同じように、子どもを預かるということに対して、子どもの安全が守られなくなってもいいとは考えていらっしゃらないと思うんですけれども、安全面に関することと、あとは、人材不足の対策を安易に行わないということは、やはり非常に大事だと思います。

支援員の配置とか最低限の基準であると思うんですね。その内容の資格を緩和するということはどうなのかなと、子どもの安全に関する基準は安易に緩和されるべきではないと思うんですけれども、質の向上という点で、2年にわたって、例えば4日、先ほど私がお話ししたように4日で終わることに対して、何で2年もかかるのかな、水戸市のスケジュールの配置を、どうして2年なのかなというところが非常に疑問です。お答えください。

○後藤委員長 今回の議案に対するところの質問ということで、それにちょっと論点が少しずれているところに関しては、今回は質問に対する答弁というのはなしということでよろしいでしょうか。

先ほどもお話があったかと思うんですけれども、2年というのは国の基準に準じて2年ということで、なるべく早くやっていくというお話もございましたので、そこについても、また同じような答弁になってしまふかもしれないですが。

○中庭委員 違う質問で。子どもの安全について。

○後藤委員長 これに対する、今の中庭委員の質問に対する答弁はいかがいたしますか。

○中庭委員 それでは、子どもの安全に対して……

○後藤委員長 今回の議案に対する、基準を定める条例の一部を改正するということに関して、安全については担保されるのかという、そういうところですね。分かる範囲で。

深谷課長。

○深谷こども政策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

昨日、一般質問でも、こども部長がお答えしましたとおり、放課後児童支援員の資格要件につきましては、従来どおり保育士、社会福祉士等の基礎資格を有することは必須でありますので、支援員の採用に当たりま

しては、適切な人材を確保するように受託事業者等にも助言、指導するなど、要件が緩和されましても、質の低下が生じないようにしてまいります。

あと、先ほどちょっと付け加えまして、こちらの研修なんですけれども、県が実施しているんですが、今年度におきましては、全5回、9月コースから1月コースまで行っておりまして、実施時期というのが限られておりますので、その時期に受けられれば受けていただくようにはしてまいります。

以上でございます。

○後藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 では、適切に指導が入るという解釈でよろしいんでしょうか。その後の2年かけての指導員の条例を改正するに当たって、水戸市は支援員が適切に配置されるかどうか、そして、その支援員の資格がきっちり、早期の時期に資格を得ることができるかという解釈でよろしいんでしょうか。

○後藤委員長 深谷課長。

○深谷こども政策課長 ただいまの質問にお答えいたします。

基本的には、みなし支援員を採用したときにつきましては、主任の支援員について研修を行いながら、子どもたちを見守っていただくような形にはしますので、安全、安心な放課後健全育成事業とさせていただきます。

以上でございます。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

鬼澤委員。

○鬼澤委員 御説明ありがとうございます。

今、2年以内というのは妥当かという、これは種々の事情がありますし、県の基準に従ってということであれば、それは十分納得できるところではありますが、市長の定める研修計画という、こちらの計画のほうは、具体的にどのような、これまでもされていたのかどうか、ちょっと分からんすけれども、具体的にどのような研修計画を考えていらっしゃるのか、ちょっと教えていただければと思います。

○後藤委員長 深谷課長。

○深谷こども政策課長 ただいまの鬼澤委員の御質問にお答えいたします。

こちらに關しましては、県のほうに問合せしましたところ、国において様式が定まっていないということでありましたので、水戸市におきましては、放課後学級の受託事業者や民間学童クラブのほうから支援員さんの名簿等を頂きまして、受講予定の方とか、そういうものを一覧で把握していく予定でございます。

以上でございます。

○後藤委員長 鬼澤委員。

○鬼澤委員 ありがとうございます。

この条例改正の部分で、特に私も反対するところはありませんけれども、ただ要望として、今の研修の部分で、2年以内に、例えば法定研修というのがあります。そういうものを仮にやったとしても、法定、今、オンラインでもできますよという中庭委員のお話がありましたけれども、その研修は研修として、基礎研修として必要なんですが、ただ大事なのは、それ以上に現場の中でしっかりと、支援員さん、補助員さんも含

めて、現場の中で子どもたち、対子ども、あるいは対保護者、その中で研修を積んでいくということが非常に大事なので、ぜひぜひそういうのもあわせて、研修の一環として、今後、放課後児童支援員あるいは補助員、そちらの方々の研修も日々積み重ねができるようなシステムをぜひ取っていただきたいというふうに思います。

昨日、袴塚議員さんが、学校と放課後学級の連携は必要だと、まさにそのとおりで、ただ学校は学校としてももちろんやる部分と、放課後学級は放課後学級としてやる部分がありますから、放課後学級の支援員さんあるいは補助員さんも、しっかりと子どもたちのトラブル解消ができるという、やっぱり力量をつけていく必要があると思いますから、そういう意味でも、ぜひ研修というのは大事にしながら、人材を育成するという目的で取り組んでいただけたらと思います。

以上です。答弁は要りません。

○後藤委員長 本日は質疑を行いまして、明日、御意見等を伺った後、採決を行うことになっておりますので、明日また、よろしくお願ひします。

黒木委員。

○黒木委員 頂いた参考資料の最後の4ページのところに、中段のちょっと下の最後の3行なんすけれども、「研修計画の内容に限らず、原則採用から1年以内に研修を修了させるよう努めること」、その後、「研修修了予定者の研修計画は、放課後児童健全育成事業者等と相談し、市町村が作成すること」と書かれているんですけども、先ほど鬼澤委員の質問の中で、課長さんのほうが、人員の名簿は把握しますという答弁だったんですが、研修計画は市町村が作成することと書かれているんですけども、この計画はこれからつくっていくということでよろしいんですか。

○後藤委員長 深谷課長。

○深谷こども政策課長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

こちらの計画につきましては、今後作成していく予定でございます。その中で、研修受講の有無とか、予定表とか、そういう形で作成してまいります。

以上でございます。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○後藤委員長 ないようですので、議案第101号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第103号 水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○後藤委員長 ないようですので、議案第103号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第112号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第7号）中別表中歳出中第3款（民生費）、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分、議案第113号 令和5年度水戸市国民健康保険会計補正予算（第1号）、議案第115号 令和5年度水戸市介護保険会計補正予算（第2号）、議案第116号 令和5年度水戸市介護サービス事業会計補正予算（第

1号) 並びに議案第117号 令和5年度水戸市後期高齢者医療会計補正予算(第1号)以上、5件については、いずれも給与改定に伴い、人件費関連の予算を補正するものでございますので、これらの議案を一括して質疑を行いたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○後藤委員長 御異議なしと認め、一括して質疑を行います。

それでは、議案第112号、議案第113号、議案第115号、議案第116号及び議案第117号、以上5件について、質疑のある方は発言を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○後藤委員長 ないようですので、議案第112号、議案第113号、議案第115号、議案第116号及び議案第117号、以上5件についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第82号 専決処分について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)、質疑のある方は発言を願います。

黒木委員。

○黒木委員 今回、和解及び損害賠償の額が定まったということで、よかったですと思うんですけれども、1点気になるのは、この後の再発防止というのは、どのように学校はやられてきたのかというのがちょっと気になる点であります。バットが老朽化、不備があつて飛んでいっちゃった、こういうことがあった後、教育委員会としてはどういう、非常にかわいそうなのが、遭われた子どもさんはかわいそうな状況でしたけれども、その辺、どのような取組をされてきているのか、お伺いしたいと思います。

○後藤委員長 安田課長。

○安田教育研究課長 黒木委員の御質問にお答えいたします。

まず当時、事故を受けて、学校の対応としましては、まず職員集会のほうを開きまして、全職員を対象に校長のほうから、体育の授業の安全管理ですとか安全の指導について、競技上のルールや活動を進める上の約束事について、児童への指導を徹底することをお話しいたしました。

また、活動場所ですか活動内容など、そういった競技の内容や児童の実態に応じて、授業の場合、十分に配慮すること、また今回、バットが欠損していたということもございますので、必ず使用する道具の点検を行うことということを徹底させていただいたところでございます。

また、教育委員会としましても、この事故を受けまして、当時、各学校の保健体育科担当教員のほうを集めまして、今回の事故についても説明し、定期的な日常的な業務の安全点検をまず徹底すること、そして安全な距離を取るよう、再発防止に向け、改めて指導いたしたところでございました。

また、授業においての指導方法としましても、児童一人一人の技能ですか力量に即した指導を実施するよう、あわせてその当時、指導したところでございます。

以上です。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○後藤委員長 ないようですので、報告第82号についての質疑を終わらせていただきます。

以上で、提出議案についての質疑は全て終了いたしました。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時に開会したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時 2分 散会